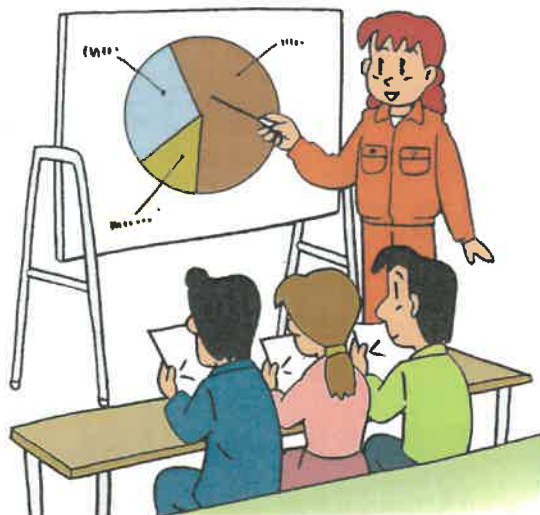


地籍調査の流れ



①住民への説明会

調査に先立って、住民への説明会を実施します。



②私有地以外の土地の調査

一筆地調査の前に国有・県有・市有等の河川や道路と民有地の境界等を調査・確認します。

この調査は、関係機関の立会いのものに行いますが、皆さんの立会いは必要ありません。

③私有地の調査(一筆地調査)

公図などの資料をもとに、隣接する土地所有者と立会いをしていただき、両者合意の上で確認した境界に杭等を設置します。



④一筆地測量

立会い時に確認した境界を測量します。

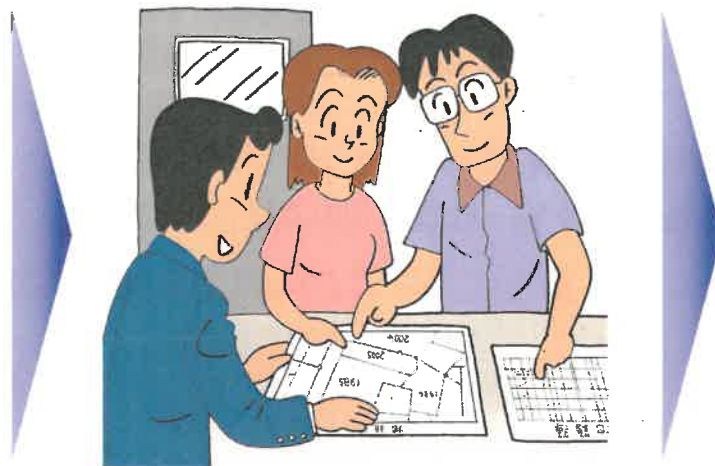
測量時には、皆さんの立会いは必要ありません。

地籍調査の流れ



⑤地籍図と地籍簿の案 の作成・面積の測定

測量結果をもとに正確な地図を作成し、面積を測定します。併せて、地籍簿を作成します。



⑥閲覧

地籍図と地籍簿の案ができあがると、20日間の閲覧期間を設け、皆さんに確認していただきます。

万が一、調査の結果に誤り等があった場合には、閲覧期間内に申し出ることができ、必要に応じて修正が行われます。



⑦認証

閲覧期間終了後、地籍図と地籍簿の案を県に提出し、県知事の認証を受けることになります。

⑧法務局への送付

県知事の認証を受けると、その写しを法務局へ送付し、法務局にある登記簿が書き改められ、地籍図が備え付けられます。